

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、令和7年度三芳町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月25日提出

三芳町長 林 伊佐雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、令和7年度三芳町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

三芳町長 林 伊 佐 雄